

いといがわマルシェ出店要項

【開催概要】

●目的

いといがわマルシェは、賑わいづくりを目的として開催しています。

商業、工業、農水産物はもちろん、趣味や特技を持ち寄り、来場者も出店者も運営者もみんなが楽しめる出会いの場です。笑顔や会話が弾ける糸魚川を目指し、糸魚川の魅力を市内外に発信するものです。

●主催

いといがわマルシェ実行委員会

●開催日時および出店募集期間

第20回 令和8年5月31日（日）10：00～14：00

募集期間 3月16日（月）から4月16日（木）まで

第21回 令和8年10月4日（日）10：00～14：00

募集期間 7月21日（火）から8月21日（金）まで

●開催場所

糸魚川市大町2丁目（みいちゃん通り及びその周辺）

【出店者募集について】

●出店対象

いといがわマルシェの開催目的に賛同する事業者、個人、グループや新規創業を考えている方を対象とします。

●募集数

一般公募 30店程度

（予定数を超えた場合は、締切日前であっても募集を終了する場合があります。）

●販売品目

- ①飲食（テントまたはキッチンカー） ②スイーツ、食品販売 ③地場の農水産物
- ④手作り雑貨、クラフト ⑤日用品、衣料品等 ⑥サービス（ネイルやマッサージ等）
- ⑦フリーマーケット ⑧その他実行委員会が認めたもの

●小間について

- ・1小間のサイズは、3m×3mです。
- ・原則として1出店者1小間のみとなります。
- ・テントの色は自由とします。(お手持ちのテントで出店してください)
- ・実行委員会ではテントの貸出を行っています。(予定数量を超えた場合は、貸出できません)

●出店申込み方法

所定の出店申込書にて、締切日厳守で実行委員会事務局にお申し込みください。

【料金について】

●出店料（開催当日に納入ください）

その場で調理して販売する店	3,000 円
それ以外（フリーマーケット、ハンドメイドなど）	2,000 円

●器材の貸出

出店に伴う長机、テントなど必要な器材については出店者でご用意ください。

なお、実行委員会では、テントのみ有料で貸出できますので、ご希望の場合は出店申込書に記載してください。

テント貸出料

一般用テント（3m×3m）おもり・横幕付き	2,000 円
-----------------------	---------

注1：テントのキャンセルは開催日の2日前までにご連絡ください。

注2：開催当日、出店料と貸出料の合計をつり銭がないよう納入してください。

【マルシェ出店までの流れ】

1. 出店申込み

下記書類を締切日までに提出してください。

A. 食品販売以外の方

①いといがわマルシェ出店申込書

(本人確認証明書類を添付してください)

B. その場で調理して販売を行う方

①いといがわマルシェ出店申込書

(本人確認証明書類を添付してください)

②別紙1(調理計画)、別紙2(従事者名簿)、

別紙3(食品取扱い室の平面図)(計3枚)

C. 調理を伴わない食品販売の方

※野菜・果物の販売も対象になります。

①いといがわマルシェ出店申込書

(本人確認証明書類を添付してください)

②別紙1(調理計画)

記入箇所：調理品目、食品区分：既製食品に○

提供予定数量

原材料の仕入状況：仕入先・仕入日時を記入

D. キッチンカーで出店の方

①いといがわマルシェ出店申込書

(本人確認証明書類を添付してください)

②キッチンカーの営業許可証の写し

※新潟県以外での許可は、Bと同様の手続きが必要です。

2. 出店者決定

応募数、販売品目、いといがわマルシェの目的などの適合性により
実行委員会で決定し、下記の書類をマルシェ開催日の3週間前まで
に送付いたしますのでご確認ください。

①会場案内図

②出店料・貸出料の請求書

③車両の「搬入・駐車許可証」

3. 前日準備

前日準備はできません

4. マルシェ当日

楽しく過ごしましょう！

【マルシェ当日のスケジュール】

時 間	全体の動き	出店者の動き
8 : 4 5 ~	★出店者搬入開始 搬入・駐車許可証を提示してください ★テント設営 出店準備	・ 器材・備品・商品搬入 ・ 会場内は徐行し、実行委員会の指示に従ってください。 ・ 搬入後は速やかに指定の駐車場へ車の移動をお願いします。 ・ <u>貸出用テントは、本部に置いてありますので、各自設置をお願いします。テント設営は、出店者同士協力しながら行ってください。</u> ・ 備品はスペースに収まるようにお願いします。
9 : 3 0	★全車両退出	・ 速やかに指定の駐車場へ！ 注：9：30以降の車の乗り入れは禁止です。 テントが張っており、他の出店者の迷惑にもなりますので、時間を守ってください。 守っていただけない場合は、出店をお断りする場合もありますのでご了承ください。
9 : 3 0 ~ 9 : 5 0	★出店受付 出店料・貸出料 支払い	・ 本部にて出店の受付と出店料・テント貸出料の支払いをして下さい。尚、調理を伴う方は検品用袋を配布します。10時過ぎに回収に回りますので、検品を提出できるよう準備して下さい。
9 : 5 0	★出店準備完了	・ 10時開始には全店でお客様を迎えられるよう、迅速な準備にご協力をお願いします。
1 0 : 0 0 ~	★マルシェ開始	
1 4 : 0 0	★マルシェ終了 片付け開始	・ 14時前の撤収作業は絶対にやめてください。 ・ 貸出用テントは畳んで実行委員会の指定する場所に運んで片づけて下さい。 ・ ゴミは3種類（①燃えるもの、②ペットボトル・金物・缶・ビン、③ダンボール）に分別し、指定の集積所にお持ちください。
	★実行委員会の指示で 搬出開始	・ 車両進入時には、十分気をつけてください。会場内は徐行し、実行委員会の指示に従ってください。 ・ 持ち込まれた備品は全て持ち帰ってください。残された備品や商品については、一切の責任を負えませんのでご了承ください。持ち主が不明なものは処分します。食品については即日処分いたします。

【その他】

●無断で出店しない場合

実行委員会に連絡なしで当日出店しない場合は、次回より出店を見送らせていただきますのでご注意ください。

急なキャンセルも必ず実行委員会までご連絡をお願いします。

●出店配置について

出店配置については、商品内容などから実行委員会で決めさせていただきます。出店者同士で場所の変更はしないで下さい。

●出店名表示等について

各店名の表示板等は出店者で準備して下さい。当日表示する店名が申込者名と異なる場合は、申込書に記載してください。

今年よりテントより高いのぼり旗や店名等の設置もOKとします。

●マルシェの中止について

不測の事態が生じた場合は、実行委員会が、マルシェの全部または一部の運営を中止、一時中断、再開の判断をします。出店者はこの決定に従うものとし、実行委員会はこれによって生じた出店者および関係者の損害を補償しません。

【協議対象となる事象の事例】

- ・気象状況悪化（台風上陸・暴風・暴雨・雷などの警報・注意報発令）
 - ・熱中症・食中毒などの集団発生、新型コロナウイルスなどの感染症拡大（各関係者の指導があった場合）
 - ・その他、実行委員会が危険または実施不可能と判断する事象が発生した場合の中止
- 一時中断、再開の決定時期は次に掲げる通りとします。

①マルシェ前々日の状況判断

②マルシェ当日朝7時の状況判断

※上記2項目の場合、申込書記載の緊急連絡先へ中止のご連絡をいたします。

③マルシェ開催中は適宜状況により判断

●トラブル等について

①トラブルは各店で対応をお願いします。

お客様の苦情に対しては、各出店者が責任を持って対応していただくようお願いいたします。また、万一のトラブル（食中毒など）に対しての責任は出店者が負ってください。実行委員会はその責任の一切を負いません。

②ルールを守って楽しいイベントに！

ルールを逸脱した行為や衛生上の問題が発生するなど、実行委員会が出店継続不可能と判断した場合は、出店を中止していただく場合があります。その場合、出店に関係する経費の補償は一切致しません。

●注意事項等

- ・会場内に給水設備があります。
- ・マルシェ当日、参加各店の写真を撮影します。
写真はHPや広報などで使用するためがありますので、ご了承ください。
- ・他の出店者の写真・動画を撮影する際は、その出店者に声をかけて承諾をもらってから行ってください。

●新型コロナウイルス感染予防対策について

- ・新型コロナウイルス感染状況によっては、会場内での飲食の禁止やテイクアウトのみの対応になる場合もありますので、ご承知おき下さい。

出店に関する疑問点など不明な点は、下記実行委員会までお問合せ下さい。

いといがわマルシェ実行委員会

941-0057 新潟県糸魚川市南寺町1丁目8番41号

糸魚川信用組合まちづくり推進室（松木）

電話 025-552-9880・FAX025-552-9244

当日の連絡先(090-2209-7463 伊藤)

メール machidukuri@fsinet.or.jp

【食品の調理や販売を行う出店者さまへ】

●許可申請

出店に伴う臨時食品営業許可は実行委員会が一括して申請します。許可申請書に必要事項を記載の上、申込書と一緒に必要書類等を提出してください。

提出していただけない場合は、各自で保健所申請をしていただくことになりますので、ご了承ください。また、申請内容に記載のないものは当日販売できませんので、販売予定の品目全てをご記入ください。

①その場で調理して販売を行う方は、別紙1～3（3枚）を提出してください。

②調理を伴わない食品販売は別紙1を提出してください。

記入箇所：調理品目、食品区分：既製食品に○、提供予定数量

原材料の仕入状況：仕入先・仕入日時を記入

③キッチンカーで通年の食品販売許可を取得している方は、許可書の写しを提出してください。なお、新潟県以外での許可の場合は、①と同様に許可申請が必要です。

●検品提出のお願い

受付時にお渡しする袋に、調理品・食品（少量）の検品を入れて提出してください。

（実行委員が10時過ぎに回りますので販売する食品全てを提出下さい。）

●調理販売についてのお願い

①調理行為に関しては、保健所の基準に則って判断いたします。

（調理行為例）盛り付け、トッピング、まぜるなどは臨時食品営業許可を申請してください。許可のない店は、調理行為による販売はできません。

②食品衛生法、JAS法に基づく食品表示を順守してください。また、食品を取扱う出店者は、食品衛生法を遵守し、事前に保健所などへの指導を仰ぎ、食中毒などの事故を防止してください。

③火器を使用する場合は、安全に注意し、消火器を用意してください。

④加熱して仕上げる料理にしてください！

現場で焼く、煮る、揚げる、蒸すなど、最終的に加熱して仕上がる料理にしてください。煮込み料理など、事前に加熱調理したものも、お客様に提供する直前に再加熱することが原則です。

⑤生もの（肉、魚、野菜）は提供できません！

生鮮食材に付着した細菌やウイルスは常温で増殖します。逆に、細菌やウイルスは加熱によって死滅しますので必ず加熱提供してください。

⑥現場で生鮮食材をカットするのは禁止です！

野外には細菌やウイルスが多く漂っており、調理器具にも付着している可能性があります。店舗厨房で下処理した食材を持ち込んでいただくほか、カット済の商品をご利用ください。

⑦食材の温度管理を徹底してください！

食材を常温で保存するのは危険です。特に、好天に恵まれた場合は気温が高くなり危険性が高まるので、各自で台下冷蔵庫をレンタルしていただくか、クーラーボックスを用意し、なおかつ氷や保冷剤などを使用して10℃以下で保存してください。

⑧こまめに消毒すること！

アルコールスプレーや除菌シートなど、除菌、消毒の効果があるグッズを用意し、手指や調理器具など、細菌やウイルスが付着しやすい部分をこまめに消毒してください。

⑨申請以外の食品は提供しないでください！

保健所に申請した食品以外は提供できません。用意した食品が売り切れた場合でも、事前に申請していない食品は提供しないでください。

⑩生クリームは要注意！

動物性油脂の生クリームは菌が増殖しやすいため、現場での使用は避けてください。現場で泡立てるほか、店で泡立てたホイップクリームも禁止です。ただし、植物性油脂の絞り袋に入っている市販のホイップクリームは安全性が高いので問題ありません。

【臨時食品営業で取扱うことができる食品】

(原則として加熱調理食品及び既製食品の提供に限る)

種類	分類名	食品名
食 事 類	煮物類	おでん、豚汁、モツ煮、けんちん汁、コンニャク煮 等
	焼物類	焼きとり、焼きイカ、焼き貝、焼き魚、お好み焼き、タコ焼き 等
	揚げ物類	フライドポテト、フライドチキン、てんぷら 等
	めん類	うどん、そば、ラーメン、焼きそば 等
	飯類	カレーライス、チャーハン、丼物、おこわ、おにぎり (注1) のり巻 (注1) 等
	その他調理品	お汁粉、もち、トコロテン、酒類、ホットドック、ハンバーガー (注1)
飲料類		コーヒー、紅茶、清涼飲料水、かき氷、甘酒、 アイスクリーム類等 (注2)
菓子類	焼菓子類	大判焼き、たい焼き、クレープ、ポッポ焼き、クッキー 等
	揚げ菓子類	ドーナッツ 等

注1 持ち帰りできない形態で渡すか、現場で食べるよう客に促すこと

注2 既製品の盛り付けのみ

いといがわマルシェ出店申込書

※太枠内のみご記入下さい。選択の場合は○で囲んで下さい。

申込日 年 月 日

申込者名	申込者名（出店団体）： 当日表示する名称が申込名と異なる場合の店名： （ ）			
申込者住所	〒 —			
電話番号		F A X		
緊急連絡先	（中止等の連絡をさせていただく場合の連絡先）			
責任者氏名		生年月日	昭和・平成	年 月 日
メール				
出店品目	販売する商品の内訳（ここに記載のない商品は当日販売できません） ※チラシに掲載したい項目（3項目程度）は、最初の方に記載してください。 			
食品の販売方法 （該当に○）	1. その場で調理して販売…様式1～3を提出 2. 調理を伴わない販売 …様式1を提出			
出店方法 （該当に○）	1. テント 2. キッチンカー（駐車スペースの長さ m必要）			
貸出テント の申込	種類	金額	チェック	貸出テントを利用される方は、 チェック欄に○を付けて下さい
	テント	2,000 円		
注：テントは一者あたり1張のみの貸出です。				
火気使用の有無	有 無	※火気等を使用する出店者は、必ず消火器をご準備下さい。 消火器の準備がない場合は、出店をお断りします。		
本人確認 証明書類	本人確認証明書類を添付してください。 ※自動車運転免許証・健康保険証（身分証明書）等の写しを添付して下さい （写真付きの証明書が無い場合は、本人写真も貼って下さい）			
車両台数	搬入車両	台	駐車場必要台数	台

※上記内容に反した時、又は反している事が判明した時は、出店拒否や撤去を申し立てられても異存はありません。
※申込書、本人確認書の個人情報は、いといがわマルシェの運営の為に利用します。実行委員会において必要と判断した場合は、出店申込書の記載内容等について糸魚川警察署及び糸魚川市消防署、糸魚川保健所に提供いたします。

お申込み・お問合せ

いといがわマルシェ実行委員会

941-0057 新潟県糸魚川市南寺町1丁目8番41号

糸魚川信用組合まちづくり推進室 電話 025-552-9880・FAX025-552-9244

調理計画（※ 1）

仕込み場所 _____

調理品目	食品区分（※ 2） （該当に○）		提供予定 数 量	原 材 料 の 仕 入 状 況			調理開始 日 時
	加熱調理 食品	既製食品		原材料名	仕 入 先	仕入日時	

- ※ 1 営業が 2 日以上の場合は 1 日ごとに記載すること。
- ※ 2 現地で加熱調理するものは「加熱調理食品」欄に○を記入
営業許可施設で調理された既製食品を現地で盛り付けるものは、「既製食品」欄に○を記入

調理を伴わない食品販売の記載例

別紙 1

調理計画（※ 1）

仕込み場所

調理品目	食品区分（※ 2） （該当に○）		提供予定 数 量	原 材 料 の 仕 入 状 況			調理開始 日 時
	加熱調理 食品	既製食品		原材料名	仕 入 先	仕入日時	
クッキー		○	30		マルシェ商店	5 / 2 0	
バナナ		○	30		青果市場	5 / 2 0	
ふき味噌		○	30		いといがわ商店	5 / 2 0	

※ 1 営業が 2 日以上の場合は 1 日ごとに記載すること。

※ 2 現地で加熱調理するものは「加熱調理食品」欄に○を記入

営業許可施設で調理された既製食品を現地で盛り付けるものは、「既製食品」欄に○を記入

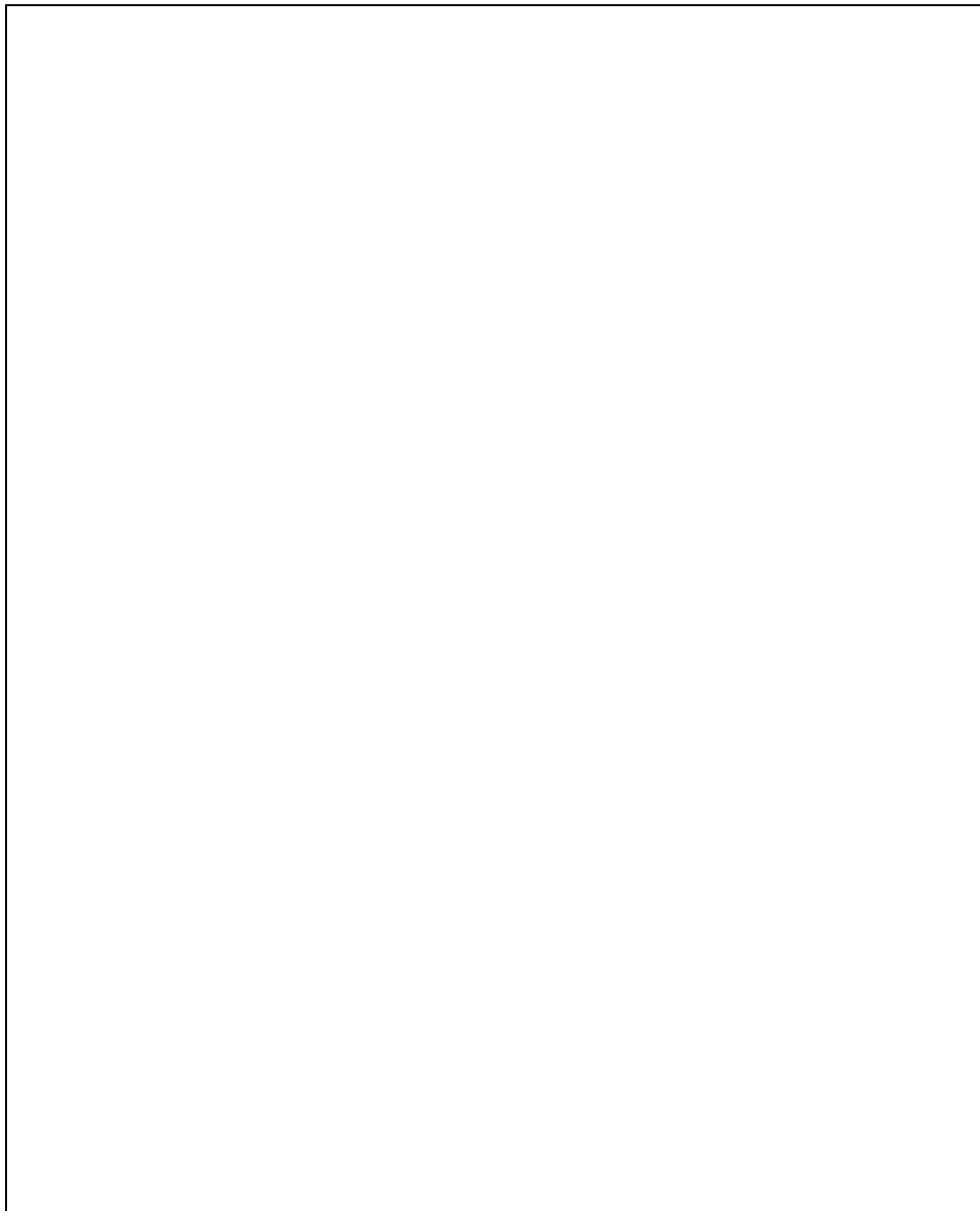
別紙2

従 事 者 名 簿 (※)

No.	所 属	氏 名

※ 食品を調理する人についてのみ記入すること。

食品取扱い室の平面図



記入上の注意

- ・ 屋内の場合は、会場内での食品を取扱う机等の配置を記入。
- ・ 屋外の場合は、会場内での食品を取扱うテントの配置を記入。
- ・ 給水栓及び手洗い設備の場所を記入のこと。